

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年8月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員45名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸
8番 林田 智博	9番 角居 登	10番 瀧口 幸司
11番 森 日出輝	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	23番 梅田 義弘
24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明
27番 高群 藤雄	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 榊永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏

欠席委員 4名

6番 藤岡 照代	22番 松村造酒夫	28番 園田 操
50番 上田 芳裕		

午後3時00分 開会

会長 それでは、ただいまより、第5回熊本市農業委員会総会を開催いたします。

皆さん、11日、12日の北九州の研修、本当にお疲れさまでございました。台風も少しそれたようなので、雨もたいしたことはなかろうと思います。風もなかろうと思いますので、一安心したところでございます。

本日は、農地法が第1条から第6条議案まででございます。今日の議案がスムーズにいきますよう、皆さんよろしく願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしく願いをいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。

本日の議事録署名者には14番の網田稔委員と15番の村中英次委員を、書記に南区分室の桑原瑛佑主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで6件でございます。

議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどあるようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、訂正と取り下げについてご説明いたします。

議案別冊をお願いいたします。1枚めくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。目次の第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、これの、38件を1件取り下げがございまして37件に訂正をお願いいたします。合計112件を111件に訂正をお願いいたします。取り下げの番号につきましては、別途説明を申し上げます。

次に、第1号議案第3条の許可申請、3ページをお願いいたします。3ページの14番、この申請理由の欄、「経営拡張」とあります。これを「経営安定」に訂正をお願いいたします。

続けて、5ページをお願いいたします。5ページの23番、これも申請理由ですが、「(贈与のやり直し)」と記載しております。これを削除をお願いいたします。

続けて、7ページをお願いいたします。7ページの34番と35番、これも同じく、申請理由欄、「経営拡張」といずれもなっておりますけれども、これをそれぞれ「贈与」に訂正をお願いいたします。

続きまして、第4号議案の第5条許可申請、17ページをお願いいたします。17ページの32番、この土地の表示の欄で、富合町田尻字大袋の次、地番が漏れております。「677-3」と記入をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

最後に、取り下げです。4号議案の5条許可申請、14ページをお願いいたします。14ページ、17番ですが、これが取り下げとなっております。

以上です。よろしく願いを申し上げます。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、37件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の

2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

3 6 番 北口和皇委員

3 6 番委員。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は専業農家で、譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、隣接農地を耕作している譲受人が、耕作の便宜上、農地を取得する申請です。譲受人は申請地周辺を耕作しておりますが、今回取得する農地を合計しても下限面積に達してはおりません。しかし、農地の位置等から見て、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合で、隣接農地を耕作している者が権利を取得する場合であることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。申請地につきましては、許可後は露地野菜を作付されるということです。

続きまして、2番と3番は関連で、譲受人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は大豆を作付されるということです。

以上、1番から3番まで、先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番から3番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、おじへの贈与による所有権移転の申請です。譲受人は菊陽町で水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはハウレンソウを栽培される計画です。

5番は、独立就農による使用賃借権の設定です。譲受人はミカンを

栽培される計画で、河内地区の案件12番でも申請されており、合わせれば下限面積の要件を満たされます。

6番は、独立就農による賃借権の設定です。申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上、3件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

39番 榊永築委員

39番委員、榊永です。

7番から12番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番、8番は関連で、独立就農のための申請です。7番は父からの使用貸借、8番は賃貸借によるものです。申請は、温州ミカンのほか、デコポンやブラッドオレンジなど、数種類のかんきつ類を栽培される計画です。北部地区の案件、3条の28番、29番でも申請されており、合計耕作面積9,247平方メートルで独立開始予定です。

9番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

10番、11番は関連で、独立就農のための申請です。10番は父からの使用貸借、11番は賃貸借によるものです。申請者は現在親元で農業に従事されていますが、今後は成年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

12番は、ご夫婦での独立就農のための申請で、所有権移転されるものです。申請地にはイチジクを栽培され、乾燥イチジクに加工し、都市部の商店やインターネットなどで販売される計画です。今回、西部地区の案件、3条6番でも申請されており、農地の下限要件は満たされています。

以上6件、このうち独立就農予定者には地区委員会へ出席を願い、聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、6件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥

当と判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、7番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

13番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張のための売買による所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

14番は、経営安定のための使用貸借していた農地を売買により所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

15番は、農業者年金受給の再設定に伴い、後継者へ経営委譲のため使用貸借権設定をされる申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

16番は、経営拡張のための売買による所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜をつくられる予定です。

17番は競売案件です。前々回審議済みです。

18番は、経営拡張のための売買による所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

19番は、おいへの贈与による所有権移転の申請です。申請人は兼農で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

20番は競売案件です。前回審議済みです。

以上8件については、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、13番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

8番 林田智博委員

8番委員。

21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人の世帯は米をつくられており、許可後も米をつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、22番。

20番 田中求委員

20番委員。

22番から26番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米、麦、大豆を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

23番は、母へ贈与する申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

24番から26番は関連で、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米と野菜などを作付されており、許可後は柿とウリをつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より22番から26番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、27番。

31番 村上正春委員

31番委員。

27番から31番について、地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、譲受人が自宅に隣接している農地をおいから贈与を受ける申請です。許可後は露地野菜の作付をされるそうです。

28番、29番は、河内地区にて審議された7番、8番との関連案件で、借り人が独立就農のために農地を、28番は使用貸借、29番は賃貸される申請です。借り人は、今回、申請地に営農を開始されるために申請されたものです。

30番、31番も関連です。譲受人の所有する農地が西環状道路に収用されたがため、代替地として取得される申請です。許可後はスイカ、トマト、水稻を作付されます。

以上5件について検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま、地元委員より27番から31番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、32番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

32番から37番について、地区委員会での協議状況を報告します。

32番と33番は関連で、農業生産法人設立のための使用貸借の申請です。先日の地区委員会にご出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。申請人は露地野菜の栽培を行っていますが、今回、農業生産法人を設立し、販売店と提携し直接販売される計画です。農業生産法人の各要件も満たされており、また、周囲への影響や営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はカボチャ等の露地野菜を作付される予定です。

34番と35番も関連で、親戚とおいからの贈与申請です。申請人

は水稻をつくっている兼業農家で、許可後は水稻、スイカ、ナスを作付される予定です。

36番は、農業生産法人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人はハウス施設でミニトマトをつくっておられる農業生産法人で、許可後はニンジンを作付される予定です。

37番は、経営拡張のため農地を使用貸借する申請です。申請人は兼業農家で、許可後、カライモを作付し加工販売される予定です。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、32番から37番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）でございます。4件でございます。

地元委員の報告、協議に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

46番 前田道弘委員

46番委員です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請人には地区委員会へ出席願ひ、営農計画等について説明を受けました。先日の地区委員会で検討した結果、1番から4番まで適格者であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

21番 山口謙藏委員

21番。

競売適格者という、ちょっと1番、これ、農業されているのかな。

46番 前田道弘委員

阿蘇のほうにも農地持っているし、荒尾のほうにも農地持っているというようなことで、1町8反か。

2 1 番 山口謙藏委員

面積はわかっています。

4 6 番 前田道弘委員

兼業農家ということで、しかしながら、じゃ、農地持っているから適格者を外すことができるかということになれば、恐らくそれは無理な話じゃないでしょうか。

2 1 番 山口謙藏委員

ちょっとこれ、もう、ちょうど1年前に出たわけですよ。これは、作物は何をとっていましたか。

4 6 番 前田道弘委員

営農計画は出ておりませんでした。

2 1 番 山口謙藏委員

出ていなかったんですか。

4 6 番 前田道弘委員

はい。

2 1 番 山口謙藏委員

今、城南は、1年前を押し通しているわけですよ。それがもう荒地地で、隣に迷惑かけているんですよ。もう、計画と全然違うことをしているんですよ。

4 6 番 前田道弘委員

ああ、そうですか。

2 1 番 山口謙藏委員

適格の面積があるけれども、ちょっとあれはおかしいですよ。

4 6 番 前田道弘委員

それは、適格者選びに何の問題もなかったということですか。

2 1 番 山口謙藏委員

適格者はやったけれども、耕作はそのとき、事情聴取したとき、アラタさんがつくってくれということは確約書を取ったんですよ。それをもう全然、それから通ったらもうそのままです。これはどこのチームでも一緒と思います。城南だけで、これは、やっぱり地区、甲佐に

も落としている、御船にも落として、いろいろして、全部荒地にしてしまっているそうです。

4 6 番 前田道弘委員

恐らく、阿蘇もあると思われると思います。

この隣接地に宅地が500平米あっても、5月頃の競売で落札してあるわけです。その隣接地というようなことでございます。

2 1 番 山口謙藏委員

この面積であれば、外すというわけにはいかないわけですね。

4 6 番 前田道弘委員

そういうことです。

2 1 番 山口謙藏委員

けれども、一応、このようにして、やっぱり隣接の農地のあったことにして落として、そのままうつくらない荒地、山になってしまっているわけですよ。計画じゃカライモをと言っていたんです。これは、城南2件ともです。

4 6 番 前田道弘委員

山口氏が言われることは重々わかっておりますけれども。

2 1 番 山口謙藏委員

ここも見に行ったんです、私。

4 6 番 前田道弘委員

適格者であるというようなことで、それを外すことができるかというようことも地区委員会で検討しましたがけれども、恐らく、裁判でもうたれば、何で私は適格者でないんですかという、その理由は私たちには見当たらないということ。

2 1 番 山口謙藏委員

ですけれども、城南でも確約をとって、カライモをつくるという。あのとき、事情聴取しました。これはもう、農振も外れているところです。いずれあれは宅地にすることはわかっているけれども、その分、荒かしている。近くの人達も言うてる。私たちも、言ってこられても、もう損得が通っているものだから、相手に言ったって、ご本人に言ったって。反対に怒られるわけですよ。このようなことは、ちょっと考えてくれないだろうか。今後は。

4 6 番 前田道弘委員

この競売の土地というものは後背地で、言うならば、杉の木が20年、30年生が植わっているような土地でございまして、その中においても、農振がかぶっているというよう土地でございまして、恐らくほかに転用はだめですよということは釘を刺しておきました。

2 1 番 山口謙藏委員

農振。

4 6 番 前田道弘委員

農振に入っております。

2 1 番 山口謙藏委員

城南の土地は農振が外れているんですよ。
わかりました。

議 長

適格者には間違いのないものですから。

この4号議案につきましては、願出人が最高価格で落札された場合は異議なしということでございますので、願い出による適格ということでございます。

なお、願出人が最高価格申出人となれた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、この内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、そのようにいたします。

今後、皆様方にも、ただいまいろいろ意見がありましたが、そのときは一遍呼び出して、そして十分、以前の分は荒れているなど話さないといけないと思いますよ。もう次から次じゃないです。大分、出ています、この人は。これは、ほかの人も全部知っています。

議 長

今後、このような人は一遍呼び出して、落札したらどうするかということも、一応、そういう時はお願いしたらどうですか。それでいいですかね。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、よろしく願いしておきます。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、敷地拡張のための転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、申請人の自宅横に息子さんの住宅を新築されたところ、申請人の既存自宅の建蔽率が違法となってしまうために、適法化を図るため敷地拡張されるもので、転用面積については適正と判断しました。資金計画、給排水計画、被害防除についても問題はありません。工事完了は、平成26年12月31日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、2番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、農家住宅のための転用許可申請です。申請地は、農地区分は10ha以上の一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、農家住宅1棟、建築面積127平米と、農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。ただ、昭和57年に既に建築されており、転用許可の手続をしていなか

ったことを深く反省され、始末書の添付もされております。工事等の費用はありません。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

3 1 番 村上正春委員

3 1 番委員です。

3 番について、地区委員会で協議状況を報告します。

3 番は、申請人が所有する農地に太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、10ha未満の農地であるため第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。申請地が平坦で、太陽光発電に適しているため計画されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も妥当ではないかと判断されます。また、利用について、融資で賄われますが、金融機関発行の資金証明が添付されております。隣接する農地所有者とは協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理され、汚水、雑排水は発生しません。

以上、先日の地区委員会で現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議の方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、4番。

46番 前田道弘委員

46番委員です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

4番は、個人住宅の申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当するものと思われます。申請地の周囲は、西と東側は宅地、南側は申請者の農地、北側は道路に接しています。転用面積については、個人住宅1棟で、必要な面積と判断されます。事業を賄う残高証明や排水同意も添付されています。

以上、先日の地区委員会において現地調査、確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、17番が取り下げとなりましたので37件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

1番から12番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から12番までは関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を取得して、地区計画による宅地分譲地へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、かつ、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある第3種農地と、市街地隣接で10ha未満の第2種農地と判断されます。土地利用計画は、宅地分譲60区画と、道路、公園、調整池等、公共施設用地として整備し利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題はありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認いたし

ております。工事完了は平成27年12月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番から12番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、13番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

13番と14番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番の申請人は食料品の製造、加工、販売を営む法人で、農地を取得し、申請地近隣で営業している事業所の駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、従業員及び来客用駐車場9台として利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、被害防除についても問題はありません。工事完了は平成26年9月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、14番は黒髪7丁目にお住いのご夫婦で、個人住宅への所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題はありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年8月31日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より13番から14番までご報告がございまし

たが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、15番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

15番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番、16番は関連で、駐車場への賃貸借権設定の申請です。申請人は新規出店舗にて使用するレンタル車両の保管場所を早急に必要とされ、申請地は店舗より5分ほどの場所にあり、広さも十分あり最適であるため設定されました。土地利用計画は、転用面積2,087平米に砂利敷きで車両102台駐車される計画です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

17番は取り下げられました。

18番は、太陽光発電設備への使用賃借権設定の申請です。申請人は以前より太陽光発電設備を計画されておりましたが、申請地以外に土地がなく、自宅横の母の土地を選定されました。土地利用計画は、転用面積434平米で、太陽光パネル50枚が設置され、10キロワットの出力が得られるものです。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画、排水同意、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

19番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅の新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積225平米で、個人住宅1棟、2階建て102.67平米の建築です。農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落内開発制度指定区域で、また、不許可の例外規定の集落に接続して建設される500平米以下の個人住宅に該当するものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことでした。

20番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、

個人住宅建築のため宅地の購入を計画されましたが、現況宅地の一部に農地があり、今回申請されました。土地利用計画は、221.73平米に個人住宅1棟、2階建てを建築するもので、今回の申請地8.31平米は敷地の一部として使用される計画です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請人より、無断転用について陳謝し、今後は農地法も守る旨の始末書が提出されております。計画許可については、2年以上宅地課税されているため、開発許可にはならないということです。

21番は、駐車場建設のための所有権移転の申請です。申請人は、特別老人ホームを拠点に社会福祉事業を営んでおられ、関連施設を併設されておられる関係から従業員や訪問者が増加し、駐車場を探しておられたところ、申請地を購入する話がまとまったとのことです。農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張、既存施設2分の1以下に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、砂利敷きの駐車場として15台分を確保される計画です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

22番は、一時転用による賃借権設定の申請です。申請人は申請地の近くで下水道工事を受注され、その資材置き場及び現場事務所として利用される計画です。期間は平成26年9月1日から平成27年2月28日までと予定されております。土地利用計画は、転用面積1,693平米に仮設の現場事務所、仮設トイレを設置し、工事資材、山砂、碎石などを予定されております。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、一時的な利用であり、目的を達成する上で必要であることから例外規定に該当するものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

23番は、宅地拡張及び所有権移転の申請です。申請人は、父が昭和63年に農家住宅建設のため許可を受け、隣地の地番250番の2に住宅及び農業用倉庫を建築されましたが、誤って申請地の一部にも建物がかかってしまい、また、申請地全体を宅地の一部として無断転用されたとのことです。申請地は、農家住宅の一部としての利用で、申請部分370平米、既存宅地も含め合計700平米であります。農地区分は、集落内開発制度指定区域に位置し、周囲の宅地の状況から2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請人より無断転用について、今後はこのようなことがないようにするとの始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

24番は、太陽光発電設備への使用賃借権設定の申請です。申請人

は太陽光発電設備を計画されており、父の農地である土地を選定されました。土地利用計画は、転用面積591平米で、138枚の太陽光パネルを設置され、27.6キロワットの出力が得られるものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集落内の生産性の低い農地であるため2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上9件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、15番から24番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、25番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

25番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、申請人が駐車場設置のため使用貸借権設定をされるもので、農地区分は市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。今回、申請人が経営する医院の西側駐車場に調剤薬局を建設するもので、来客（1日50人来客）及び職員用（職員10人）の駐車場が不足するために、隣接し広さも十分なこの申請地を設定されたものです。なお、申請地は平成12年ごろ無断で埋め立て整地し、当医院の臨時駐車場として使用してきたことを深く反省され、始末書を提出されております。申請人の転用計画は、田の1筆955平米で、25台の露天駐車場の設置をされるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいても問題はございません。工事期間は、平成26年9月1日から平成26年12月31日までの約4カ月間を予定されております。

議長 　　ただいま、25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問いたします。

26番ですが、譲渡人が議席番号44番の志柿委員ご本人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。志柿委員は26番の審議終了まで議場から退出いただきます。志柿委員、よろしく申し上げます。

(志柿委員 退室)

議 長 それでは、26番をよろしく申し上げます。

4番 米村昌昭委員

26番は、申請人が個人住宅建設のため使用貸借権の設定をされるものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は、現在の住居が子供の成長に伴い、年々手狭になってきたため持ち家を計画され、おじの土地で実家や学校などにも近く、よい住環境であるとして、この土地を選定されたものです。転用計画は、田の2筆計480平米に、木造2階建ての個人住宅等を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいて問題はありませぬ。開発許可については開発景觀課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年10月1日から平成27年3月20日までの約6カ月間を予定されております。

議 長 ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、志柿委員に入室をお願いします。

(志柿委員 入室)

議 長 続きまして、27番をお願いいたします。

4番 米村昌昭委員

27番と28番は関連で、申請人が個人住宅建設に伴い、宅地拡張及び車庫、駐車場設置のため所有権移転の申請をされるものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地内で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断しました。また、集落内開発制度指定区域内でもあり、農地を分断する転用ではありません。申請人

は隣地138番に個人住宅建設を計画されており、今回の申請地にはその宅地部分と車庫3台分、また、宅地500平米を超える部分には、周辺からの需要がある月極駐車場5台を設置されるもので、合わせて転用面積は296平米です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいては問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年8月28日から平成26年9月30日までの約1カ月間を予定されております。

29番は、駐車場設置のため賃貸借権設定を申請されるものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地内で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、存続施設の拡張、存続施設の面積1,728.1平米の2分の1以下、528平米として、不許可の例外に該当するものと判断しました。また、農地を分断する転用ではありません。申請人は現在、活魚、鮮魚の卸業を営んでおられ、業務の拡大により運搬車両の駐車場が手狭になってきたため、隣地で十分な広さのあるこの申請地に露天駐車場として設定されたものです。なお、申請地は平成23年から農地改良で畑とされましたが、最近は仕事で忙しく管理などを怠り、現在は耕作していないことを深く反省され、始末書の提出をされております。転用面積は、田1筆528平米、露天駐車場、活魚運搬車25トン2台、4トン2台、3トン3台を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などについても問題はありません。工事期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの約7カ月間を予定されております。

以上5件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いをいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より27、28番が関連でございまして、29番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、30番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

30番から31番について、地区委員会での協議状況を報告します。

30番は、賃貸借権設定による太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。申請地は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の半分以下であるため、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積321.68平米で、太陽光パネル140枚、発電容量34.3キロワットの能力であり、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成26年9月1日から26年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

31番は、個人住宅を建築するための父からの使用貸借権設定による転用申請です。借り人は、申請地が実家に近く、環境面でも恵まれていることから選定されました。申請地は集落内開発制度指定区域内で、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに当たするため、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋1棟、建築面積119.27平米から成り、適当な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況、隣接合意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、開発景観課からの事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、地元委員より30番から31番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、32番。

2番 福原幸一委員

2番委員。

32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、個人住宅建設のための所有権移転の転用許可申請です。譲受人は、借家住まいで手狭になったため、交通の利便性もよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟、建築面積103平方メートルで、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。ただ、無断で埋め立てを行い、土砂置き場などに使用しておりましたことを深く反省され、今後このような行為は絶対いたしませんとの始末書の添付もされております。残地の1、700平方メートルの無断転用を農地に戻すよう厳しく指導いたしておりますが、いまだ解消されておられません。15年にわたる悪質な無断転用で、7月9日に農業委員会との利用権設定を外すに至っても、無断転用で残っていました。十数年にわたる無断転用の残地については、今後、農地に戻さない限りは今後の転用は認められないとの確約書を取ることが役員会で転用許可の条件となりました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年9月10日から平成27年6月30日までの10カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きます、33番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

33番から38番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33番と34番は関連で、賃貸借権設定による食肉加工工場のため

の転用許可申請です。賃借人は食肉類の加工販売を主な経営にしている会社で、既存の工場で処理が追いつかず、近隣である申請地に新工場の建設を計画されたものです。申請地は、農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、食肉加工施設1棟、鉄骨造、建築面積372平米、及び、関係車両等の駐車スペースです。開発許可が必要となりますが、開発景觀課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

35番は、個人住宅建設のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は、借家住まいで手狭になったため、交通の便のいい申請地を選定したものです。申請地は、農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て住宅1棟、建築面積145平米で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、開発景觀課の事前審査の回答書が添付されております。ただ、転用許可を得ないまま整地してしまったことを深く反省しており、始末書の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はあります。工事計画は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

36番は、資材置き場のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は土木工事等の仕事をしていますが、資材置き場が不足しており、自宅近くで便利のいい申請地を選定したものです。申請地は、農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、掘削機械や掘削機材、やぐら支柱置き場及び作業員駐車場などで、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ないまま整地してしまったことを深く反省しており、始末書の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はあります。工事計画は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

37番は、駐車場のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は建築業などを行っている会社で、事務所の社員駐車場が手狭になり不便になったため、事務所向かいの申請地を選定したものです。申請地は、農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場12台分で、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ないまま整地してしまったことを深く反省しており、始末書の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成

26年9月1日から平成27年1月31日までの5カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

38番は、駐車場のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は、近くの事業所が駐車場の不足に困っていて、交通安全上の問題もあり、自宅横の申請地を取得し、駐車場として利用する計画です。申請地は、農地区分は10ha未満の広りのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場3台分で、妥当な面積と思われる。ただ、転用許可を得ないまま整地してしまったことを深く反省しており、始末書の添付もされております。工事等の費用はありません。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上6件について、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、いずれの転用許可基準も満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、地元委員より、33番、34番は関連でございまして、35、36、37、38番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(5号)についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細21ページの1番から5番までの合計5件でございまして、1番が公社への売り渡し、2番が公社からの買い取り、3番から5番が相対による売買です。面積は、5件合わせまして、田2,867平米、畑2,229平米の合計5,096平米で、売買価格は備考欄に記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細22ページの6番から28ページの19番までで、貸し手12名、借り手11名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が7件、6年以上10年未満1件、10年以上が6件で、面積は14件合わせまして、田5万2,525平米、畑2万1,607平米の合計7万4,132平米となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細 28 ページの 20 番から 29 ページの 21 番までで、貸し手 2 名、借り手 2 名の件数 2 件です。契約期間別では全て 6 年未満で、面積は 2 件合わせまして、田 2, 920 平米、畑 8, 515 平米の合計 1 万 1, 435 平米となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲及び果樹です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細 29 ページの 22 番から 24 番までは、熊本市農業協同組合による借上 3 件で、明細 29 ページの 25 番から 30 ページの 27 番が、借り上げた農地の転貸 3 件です。契約期間は全て 6 年以上 10 年未満で、面積は 3 件合わせまして、田 7, 255 平米、畑 1, 560 平米の合計 8, 815 平米となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲及び麦です。

以上、1 番から 27 番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることが確認されております。

第 5 号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第 6 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2 件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1 番、お願いします。

4 番 米村昌昭委員

4 番委員、米村です。

1 番と 2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

これは、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりです。1 番と 2 番の願出人は、とも

に、これらの農地については米を作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件の証明については、何ら問題はないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項に入ります。

職員の任免について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 事務局から報告します。職員の任免についてご報告申し上げます。
お手元に「職員の任免について」という1枚紙があると思いますけれども、事務局職員、主任主事ですけれども、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限処分として休職となっております。期間が26年5月29日から7月31日までとなっておりますけれども、休職期間の更新ということで、8月31日まで更新するということが発令されております。

以上でございます。

議 長 次に、次第6のその他については、何かほかに。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句等の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時17分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年8月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 網田 稔

署名委員 村中 英次

書 記 桑原 瑛佑